

令和4年度 第2回鳥栖市国民健康保険事業の 運営に関する協議会

令和5年1月26日（木）
鳥栖市 市民環境部 国保年金課

目 次

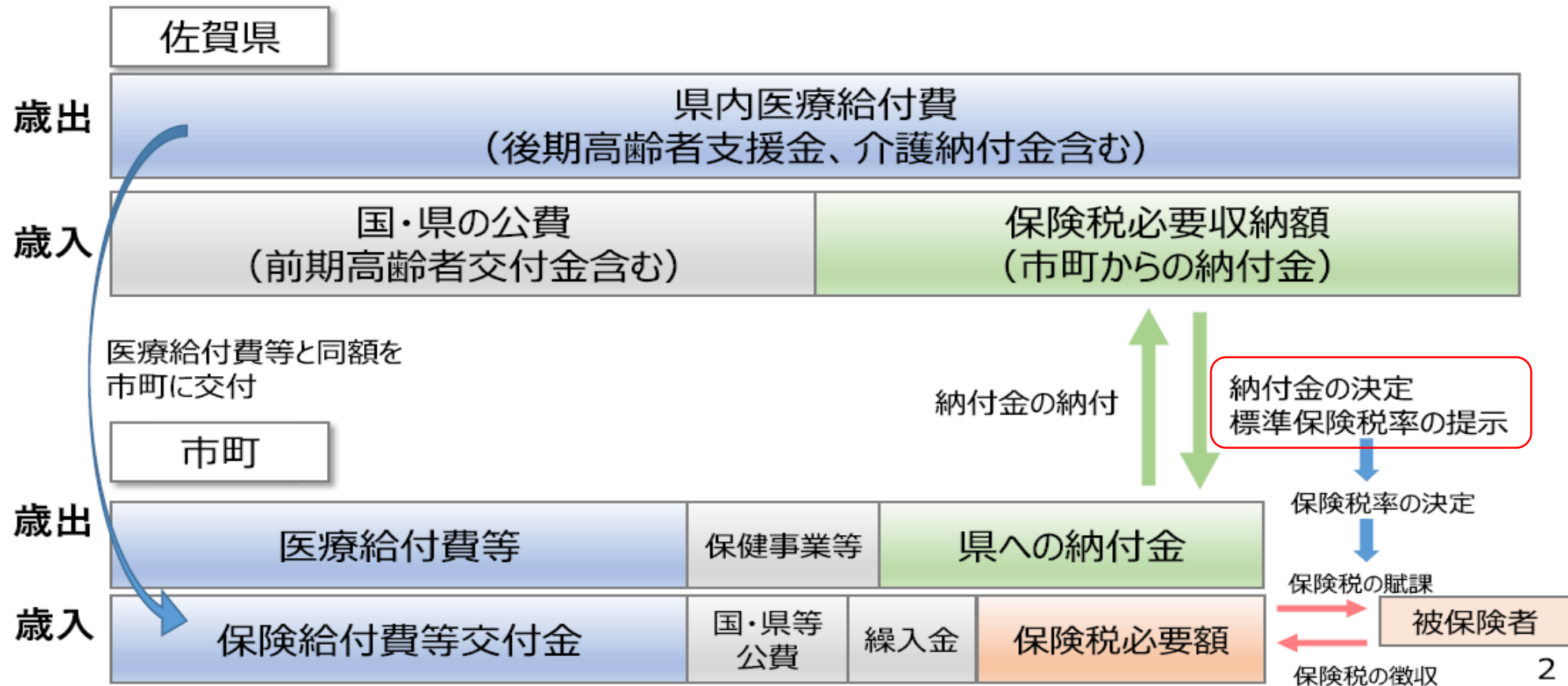
- 1 令和5年度 鳥栖市国民健康保険税率等の改定について（諮問） 3～
- 2 その他 9～

1 令和5年度

鳥栖市国民健康保険税率等の改定について（諮問）

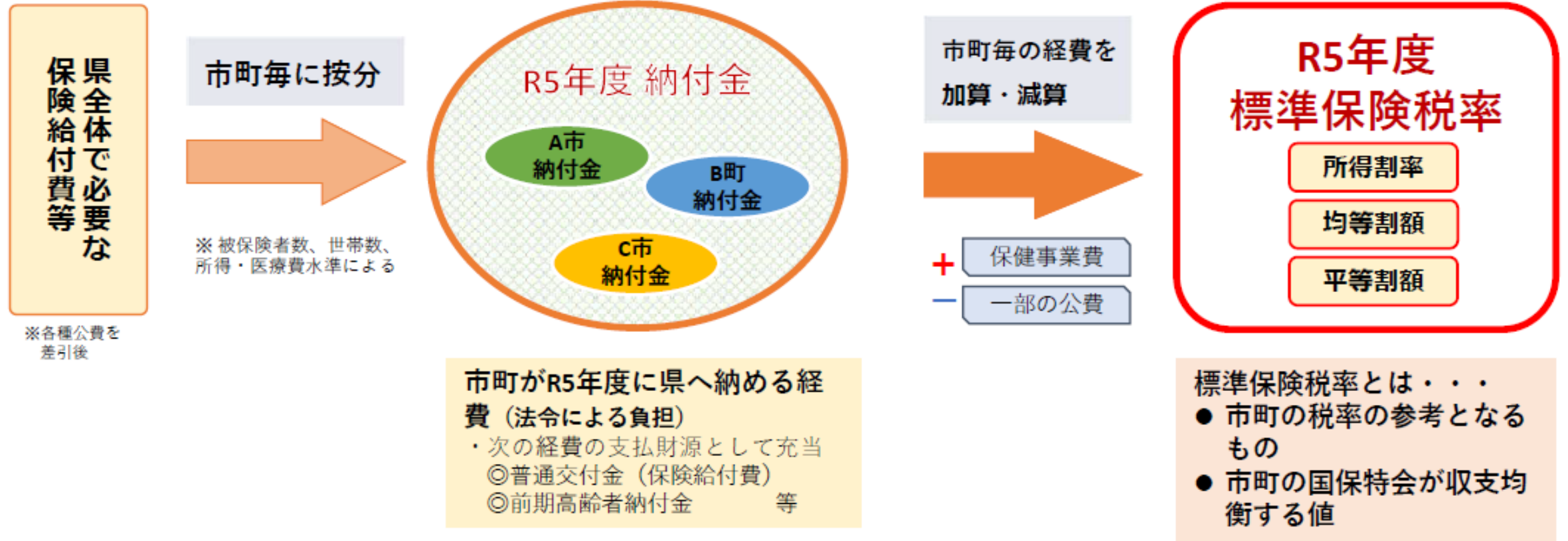
国保財政の仕組み

- 県は、県内の医療給付費や国からの交付金等の見込みを立て、市町からの納付金総額を算出し、被保険者数・所得水準・医療費水準等から市町ごとに納付金を割り当てる。さらに、市町が保険税率等を決定する上で参考となる、市町ごとの標準保険税率を示す。
- 市町は、県へ納める納付金や保健事業費を賄うため、標準保険税率等に基づき、実際に賦課する保険税額・税率を決定する。



【参考】納付金・標準保険税率算定の流れ

納付金・標準保険税率算定の全体像



県が示した令和5年度納付金・標準保険税率

○県が示した納付金

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
県全体納付金	183億7,271万円 (前年度比: 4,277万円増)	49億6,869万円 (前年度比: 2億8,028万円増)	16億322万円 (前年度比: 5,020万円減)
県支出 総額	688億 115万円 (前年度比: 7億 958万円増)	107億9,171万円 (前年度比: 8億8,954万円増)	34億6,332万円 (前年度比: 1億 320万円増)
鳥栖市納付金	14億5,250万円 (前年度比: 4,576万円増)	3億8,679万円 (前年度比: 3,480万円増)	1億1,221万円 (前年度比: 103万円増)
按分 要因	所得シェア: 7.708% (+0.4144㊦) 応益シェア: 7.7928 (+0.2039㊦) 医療費指数: 1.227935 (+0.000285㊦)	所得シェア: 7.703% (+0.4340㊦) 応益シェア: 7.7928 (+0.2039㊦)	所得シェア: 6.6003% (+0.3690㊦) 応益シェア: 7.3403% (+0.1766㊦)

○県が示した鳥栖市標準保険税率

	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
現行税率	8.79	22,800	31,500	2.68	7,600	9,400	2.40	10,300	6,100	13.87	40,700	47,000
標準保険税率	8.79	26,190	31,964	2.79	8,816	9,763	2.35	10,652	6,102	13.93	45,658	47,829
差	0.00	3,390	464	0.11	1,216	363	▲ 0.05	352	2	0.06	4,958	829

令和5年度 鳥栖市国民健康保険税率等の改定案について

改定案は、標準保険税率に合わせることを基本とした上で、①から④の方針により算定した。

【改定方針】 下表（着色部分）のとおり

- ① 税率の改定（抑制）は医療分とする。後期分・介護分は、標準保険税率に合わせる。
- ② 令和9年度の県内税率一本化を勘案し改定する。
- ③ 医療分の所得割は前年度と同率、所得割合計は0.06%と微増となるが、②の趣旨から所得割は抑制せずに、均等割額及び平等割額について、基金積立金から一部財源を充当し改定する。
- ④ 均等割額及び平等割額は、100円未満端数を切り捨てる。

		医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
R4	標準保険税率	8.79	23,817	32,925	2.68	7,692	9,421	2.40	10,360	6,133	13.87	41,869	48,479
	現行税率	8.79	22,800	31,500	2.68	7,600	9,400	2.40	10,300	6,100	13.87	40,700	47,000
R5	標準保険税率	8.79	26,190	31,964	2.79	8,816	9,763	2.35	10,652	6,102	13.93	45,658	47,829
	改定案	8.79	24,800	29,900	2.79	8,800	9,700	2.35	10,600	6,100	13.93	44,200	45,700
現行税率と改定案の差		0.00	2,000	▲ 1,600	0.11	1,200	300	▲ 0.05	300	0	0.06	3,500	▲ 1,300

【参考】鳥栖市の国民健康保険税率・税額の推移

年 度	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合 計		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
H26	9.80	24,000	36,000	2.80	7,000	9,000	2.90	10,000	6,000	15.50	41,000	51,000
H27	9.80	24,000	36,000	2.80	7,000	9,000	2.90	10,000	6,000	15.50	41,000	51,000
H28	9.80	24,000	36,000	2.80	7,000	9,000	2.90	10,000	6,000	15.50	41,000	51,000
H29	9.80	24,000	36,000	2.80	7,000	9,000	2.90	10,000	6,000	15.50	41,000	51,000
H30(改定)	10.62	26,046	39,507	2.74	7,585	9,793	2.30	9,184	5,152	15.66	42,815	54,452
R1(改定)	10.36	25,438	38,440	2.93	8,126	10,452	2.09	8,175	4,917	15.38	41,739	53,809
R2(改定)	10.24	26,141	37,778	2.81	7,809	9,606	2.40	9,869	6,047	15.45	43,819	53,431
R3(改定)	9.66	23,874	34,829	2.83	7,763	9,640	2.53	10,309	6,076	15.02	41,946	50,545
R4(改定)	8.79	22,800	31,500	2.68	7,600	9,400	2.40	10,300	6,100	13.87	40,700	47,000
R5改定案	8.79	24,800	29,900	2.79	8,800	9,700	2.35	10,600	6,100	13.93	44,200	45,700

※1 平成30年度以降、県標準保険税率を参考に税率を改定。

※2 令和2年度、令和4年度及び令和5年度は、基金から一部財源を投入し税率を抑制（医療分）し改定。

※3 令和4年度から、均等割額及び平等割額は、100未満の端数を切捨てる。

2 その他、今後の主な動きについて

- (1) 出産育児一時金の見直しについて
- (2) 賦課限度額の見直しについて
- (3) 国民健康保険税の軽減措置の見直しについて
(5割・2割判定所得基準の引き上げ)

(1) 出産育児一時金の見直しについて

○ 出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。

○ 出産育児一時金の支給額は、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定。

○ 現在の支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定めており、原則42万円（本人支給分40.8万円+産科医療補償制度の掛金1.2万円）支給している。

※産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度障害麻痺児とその家族の経済的負担を補償等を行うもの。

●今般、社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、健康保険保施行令等の改正を行い、当該支給額を引き上げることにしている。

※前回（平成27.1）の引き上げ時は、「公的病院」の平均出産費用を勘案し、設定。

◇現行 : 40.8万円+産科医療補償制度1.2万円 総額42万円

◆改正後 : 48.8万円+産科医療補償制度1.2万円 総額50万円

公布日 : 令和5年1月下旬予定 施行期日 : 令和5年4月1日

令和3年度出産費用の状況（平均値）

全体(異常分娩を含む) 462,902円

正常分娩のみ 473,315円

(2) 賦課限度額の見直しについて

○賦課限度額については、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、国保税の負担額には一定の上限が設けられている。

○コロナ禍による受診控えなどで落ち込んだ医療費が上昇傾向に転じ、今後も高齢化等に伴う医療費の増嵩が見込まれる中、国保被保険者の所得が十分伸びない状況下で、国保税率を引き上げで必要な収入を賄おうとすれば、高所得者と負担は変わらず中間所得者層を中心に負担を求める構造になる。

●今回、地方税法施行令の改正（R5.4.1施行予定）により、賦課限度額を引き上げ、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得者層の負担上昇をできる限り緩和しようとするもの。

後期高齢者支援分の賦課限度額を現行20万円から22万円へ引上げる見込み。施行期日：令和5年4月1日

※国は、国保税の限度額の超過世帯割合を1.5%に近づけるように段階的に限度額を引き上げる運用上のルールを設けている。この1.5%は、被用者保険との公平を図る観点から、被用者保険で標準報酬月額の高等級に該当する被用者割合が0.5から1.5%になるよう法定化されているルールのうち、「1.5%」の水準を援用している。

今回、後期分が該当し、2万円引き上げる。

	現 行	改 正 後	差 額
医 療 給 付 費 分	65万円	65万円	据置き
後 期 高 齢 者 支 援 分	20万円	22万円	2万円増
介 護 納 付 金 分	17万円	17万円	据置き
合 計	102万円	104万円	2万円

(3) 国民健康保険税の軽減措置の見直しについて (5割・2割判定所得基準の引き上げ)

○国保税では、低所得者の軽減措置として、所得（総所得金額等）に応じて応益分（均等割、平等割）を7割、5割、2割軽減する仕組みがある。

○このうち、5割軽減と2割軽減の基準額は物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、経済的動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は国が消費者物価などを総合的に勘案して決めることになっている。

●今回、消費者物価の上昇を踏まえ、次のとおり改正される見込み。施行日：令和5年4月1日

	現 行	改 正 後
7 割	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 以下	同 左
5 割	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 + <u>2 8 . 5 万円</u> × 被保険者数 以下	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 + <u>2 9 万円</u> × 被保険者数 以下
2 割	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 + <u>5 2 万円</u> × 被保険者数 以下	基礎控除額 4 3 万円 + (給与所得者等の数-1) × 1 0 万円 + <u>5 3 . 5 万円</u> × 被保険者数 以下